

地域密着型特定施設入居者生活介護 運営規程

サクラポート八幡 運営規程

第1条 この規程は、メディカルケア株式会社が開設する「サクラポート八幡」（以下「施設」という。）が行う指定地域密着特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

（施設の名称等）

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 サクラポート八幡
- (2) 所在地 長野県千曲市八幡 1975

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (4) 介護職員 10人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための

機能訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1 人以上（介護職員と兼務可能）

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は、29 名とする。

2 居室数は、29 室とする。

（事業の内容）

第 7 条 この施設の事業内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話

(2) 機能訓練及び療養上の世話

(3) 入浴介護が必要な利用者については、週 2 回のサービス提供を標準とする。

（利用料等）

第 8 条 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 おむつ代は、日常生活において利用者に必要となる場合、その実費を徴収する。

3 利用者の選定により提供される介護に要する費用は、その実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。

5 第 2 項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。

（利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第 9 条 サクラポート八幡における一般居室入居者は、次のような場合に一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。

(1) 要介護認定の結果、要介護又は要支援の判定が行われ、利用者が介護専用室への入居を希望した場合

(2) 利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断した場合

(3) その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

（施設利用にあたっての留意事項）

第 10 条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時における対応方法）

第 11 条 従業者は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 12 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 13 条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 15 条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員の他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的市東等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月

(2) 継続研修 年 1 回

2 施設は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

8 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から 5 年間とする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。